

大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程

平成17年10月27日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則(平成16年規則第8号)第7条の2第2項の規定に基づき、大分大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教育研究の実施に伴う教員給与、研究費、旅費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により研究の実施に伴う教員給与、研究費、旅費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)第2条第2項第1号に定める部局のうち、保健管理センター及び事務局を除いたものをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等の名称には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称については、寄附者から申出があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付与することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、民間等からの寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあり、その設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益と認めるときは、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会、グローバル感染症研究センターにあつてはグローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構にあつては研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会、IRセンターにあつてはIRセンター運営委員会の議を経て、その設置について学長に申請するものと

する。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとし、様式については別に定める。

- (1) 寄附申込書
- (2) 寄附講座の概要又は寄附研究部門の概要
- (3) 担当教員予定者の履歴書及び就任承諾書

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究評議会の議を経て、当該寄附講座等の設置を決定するものとする。

(存続期間等)

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例による。

(内容等の変更)

第8条 部局長は、寄附講座等の内容等を変更するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等には、教授、准教授、講師、助教、教授相当者、准教授相当者、講師相当者及び助教相当者のうちから1人以上の教員を置くものとし、必要に応じて助手又は助手相当者を置くことができる。また、学長が認める場合は、寄附講座等の主担当以外の教員が寄附講座等の教員を兼ねることができる。

2 担当教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「規程」という。）により行うものとする。ただし、担当教員のうち非常勤にあっては、規程を準用し、第5条第1項に規定する審議機関の議を経て行うものとする。

(担当教員の職務)

第10条 担当教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(客員教授及び客員准教授)

第11条 担当教員（大学教員として任用された者を除く。）は、国立大学法人大分大学客員教授及び客員准教授選考規程（平成16年規程第47号）に定めるところにより、「客員教授」又は「客員准教授」と称することができる。

(経費の受入れ)

第12条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座等の設置に係る経費は、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程(平成16年規程第59号)に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第13条 担当教員等の行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人大分大学職務発明規程(平成16年規程第101号)を適用する。

(成果の公表)

第14条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附 則(平成17年規程第124号)

この規程は、平成17年10月27日から施行する。

附 則(平成17年規程第136号)

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則(平成19年規程第7号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第33号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第37号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第4号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第39号）

この規程は、令和4年3月22日から施行する。